

サテライトに関するQ&A

問1 サテライト型とする場合の手続はどのようにすればよいか。

(答)

以下の手続が必要となります。

(1) 小規模事業所（定員 18 名以下の事業所）の廃止届出

(2) 本体事業所の変更届出

- ▶ 付表 6 - 2 通所介護・介護予防通所介護事業を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合の記載事項
- ▶ 運営規程（利用定員の変更，サテライト事業所を設置する旨を追加，人員の変更等），勤務形態一覧表
- ▶ 定款等の変更がある場合は，登記事項証明または議事録の写しなどを添付してください。

(3) 本体事業所の体制届

「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況」の様式

※いずれの届出についても，平成 28 年 2 月末までに届出を行ってください。

問2 別の法人が運営する通所介護の事業所のサテライトになることは可能か。

(答)

職員の勤務体制等が一元的に管理されている等の一定の要件が定められているため，別の法人が運営する通所介護事業所のサテライトとなることはできません。

問3 事業所番号や請求はどうなるのか。

(答)

小規模通所介護事業所は廃止の扱いとなるため，本体の通所介護事業所の番号を使用し，請求事務等を行うことになります。

報酬算定の基礎である規模計算は，利用定員が本体とサテライトの合計で，定員変更が 25% を超える場合は 9 割で計算してください。

■計算方法・・・(運営規程の定員) × 90% × (月平均の営業日数)

例) 本体 20 人 + サテライト 10 人の場合，利用定員は 30 人となり，前年度 20 人から 25% を超えているため，月 20 日営業の場合は 540 人となり，通常規模となります。

問4 サテライト型事業所の名称はそのまま使うことはできるのか。

(答)

事業所番号は、本体事業所のものとなり、運営規程も一体的に作成されることとなりますが、名称は従来の事業所の名称を使用して差し支えありません。

問5 本体事業所とサテライト型事業所との距離に制限はあるのか

(答)

本体事業所とサテライト事業所との間の距離は、地域の実情に応じてサービスを提供するため、一概に示すことはできませんが、両事業所が密接な連携を確保できる範囲内としなければなりません。

問6 サテライト型事業所の箇所数に制限はあるのか

(答)

サテライト型事業所の箇所数に制限がありません。複数のサテライトを設置する場合は、兼務可能な職種であっても、適切な管理運営ができるよう職員の配置には配慮してください。

問7 サテライト型事業所は本体事業所と同様の人員を配置する必要があるのか。

(答)

サテライト型事業所は、地域密着型介護老人福祉施設のサテライト型居住施設等のように人員基準が緩和されているわけではありませんが、利用者に対する処遇等が適切に行われることを要件として、管理者、生活相談員、機能訓練指導員は本体事業所とサテライト型事業所における同職との兼務が可能です。

なお、介護職員については、本体事業所とサテライト事業所でそれぞれに配置が必要です。

<本体事業所（定員 20 人）とサテライト型事業所（定員 10 人）の人員配置例>

人員	本体事業所	サテライト事業所
管理者	1 人	1 人（本体との兼務可）
生活相談員	1 人	1 人（本体との兼務可）
介護職員	2 人	1 人
看護職員	1 人	1 人 （本体と密接かつ適切な連携が図られる場合、サテライト型にも従事可）
機能訓練指導員	1 人	1 人（本体との兼務可）